

配慮書手続きについて

1 手続きの経過

平成 27 年 10 月 29 日	配慮書の国土交通大臣への送付、知事、市村長への意見照会 配慮書の公告（公表） 縦覧および意見書受付（45 日間 縦覧 8 名、意見書 4 名）
11 月 12 日～	説明会（11/12 駒ヶ根市、11/13 伊那市、11/16・17 宮田村 計 89 名）
12 月 21 日	伊那市長・駒ヶ根市長からの意見送付
12 月 24 日	宮田村長からの意見送付
12 月 25 日	環境大臣から 国土交通大臣への意見送付
12 月 28 日	知事からの回答
平成 28 年 1 月 27 日	国土交通大臣からの意見送付

2 意見の概要

- ・方法書以降の手続きに関する事項
- ・環境影響評価項目に関する事項
- ・地域づくりや交通網に関する事項
- ・これまでの進め方、配慮書の作成方法に関する事項
- ・現道活用ルートが望ましいとの意見
- ・事業の必要性や規模に関する事項 など

3 意見への対応

頂いたご意見の内容に応じて、次のとおり対応します。

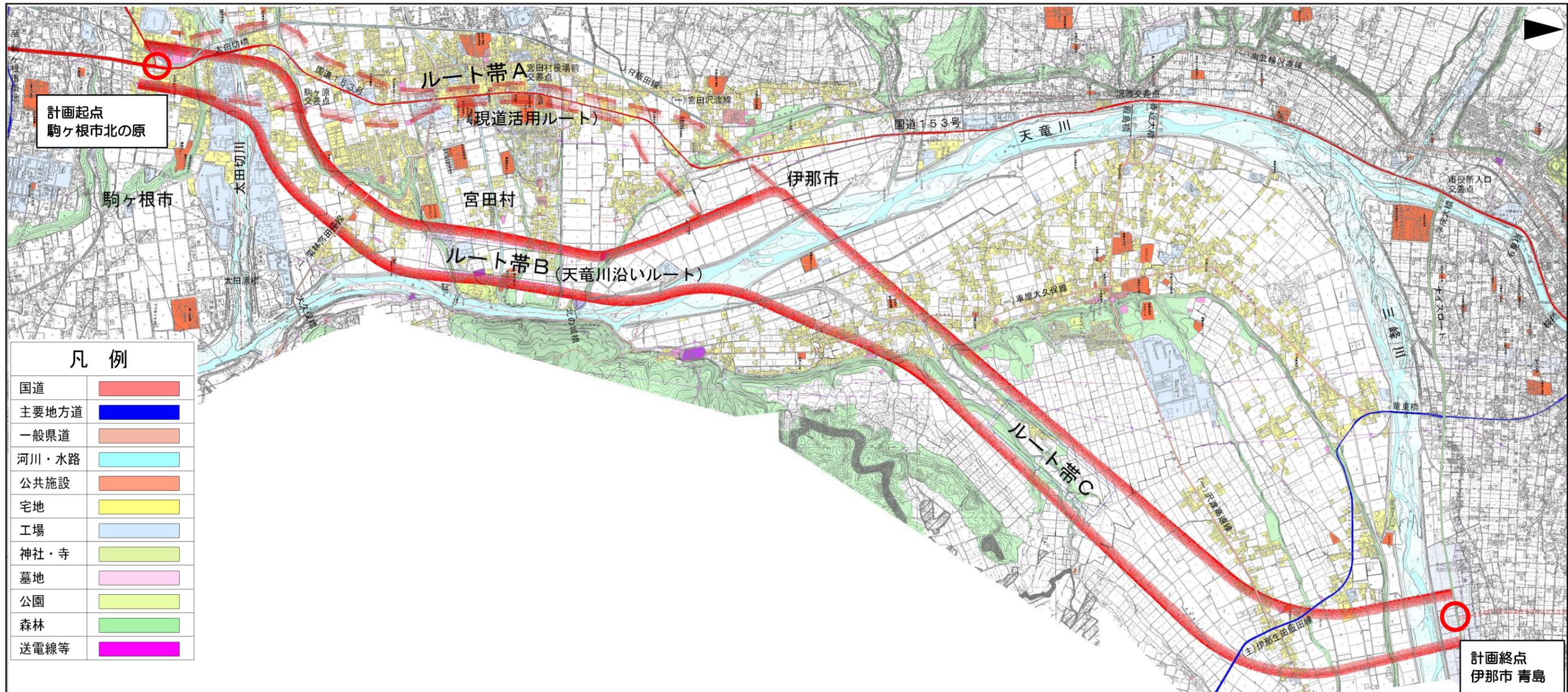
- ・方法書以降の手続きにおいて検討、反映します。
- ・今後の詳細なルートや構造の検討において配慮します。
- ・地域からの要請に県としても積極的に協力します。
- ・一層の情報提供、丁寧な説明に努め、様々なご意見を真摯に受け止め、計画づくり並びに事業の実施に反映します。

なお、環境保全の見地から頂いた個々の意見について要約・整理し、それに対する県の見解を方法書に掲載します。

国道153号 伊駒アルプスロード ルート帯の決定

- (項目別評価)
- 交通（安全） 現道の渋滞解消、交通ネットワークの形成、道路の安全性確保の全ての面で「ルート帯B+C」が優れます。
 - 環境 大気質、騒音などの生活環境への影響は「ルート帯B（天竜川沿いルート）+ルート帯C」、動物、植物への影響は「ルート帯A（現道活用ルート）+ルート帯C」が、それぞれ優れますが、全体としては同程度と評価します。
 - 地域への影響 農地への影響は「ルート帯A+C」、施工時への影響等は「ルート帯B+C」がそれぞれ優れますが、全体として同程度と評価します。
 - 事業性（費用） 事業費、整備期間ともに「ルート帯B+C」が優れます。

上記の観点から総合的に判断し、伊駒アルプスロードのルート帯を「**ルート帯B（天竜川沿いルート）+ルート帯C**」に決定しました。



国道153号 伊駒アルプスロード 今後の進め方

伊駒アルプスロード検討委員会(第三者委員会)
第1回 H23.12.27 第2回 H24. 2.27
第3回 H24. 9.20 第4回 H24.12.25

天竜川右岸地区住民検討会(住民代表)
第1回 H25. 6.28 第2回 H25. 7.30

環境調査を踏まえルート帯案の選定

第5回 伊駒アルプスロード検討委員会
ルート帯の選定案について説明

平成27年
〔 3月3日 〕

第5回 天竜川右岸地区住民検討会

〔 3月3日 〕

住民説明会(伊那市、駒ヶ根市、宮田村)8回
ルート帯の選定案について説明

〔 3月11日～
3月24日 〕

住民説明会(伊那市、駒ヶ根市、宮田村)4回
3月の説明会でいただいたご意見に対する
県の考え方と今後の進め方について説明

〔 4月20日～
4月23日 〕

関係市村長会議(伊那市、駒ヶ根市、宮田村)
これまでの経過を説明し、ご意見を伺います

〔 5月8日 〕

環境影響評価の手続き

配慮書
事業の位置・規模等の検討段階で、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

地域の皆様

意見

〔 10月29日 公表 〕

平成28年
〔 1月27日 国交大臣意見 〕

関係市村長会議(伊那市、駒ヶ根市、宮田村)
配慮書手続きの報告、ルート帯決定の報告(県)、今後の進め方について説明

〔 2月10日 〕

方法書
どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかを示します。

地域の皆様

意見

- 調査:** 測定や観察など
- 予測:** 事業を実施した場合の環境変化を予測
- 評価:** 実行可能な最大限の対策がとられているか基準・目標等を達成しているか

準備書
調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する考え方をとりまとめます。

意見

都市計画決定の手続き

ルートの原案
県が作成したルート原案について、説明会を経て公聴会を開催し、地域の皆様のご意見をお聞きし、都市計画の案を作成します。

意見

都市計画の案
都市計画の案を縦覧し、地域の皆様のご意見を受け付けます。

意見

都市計画審議会

都市計画の決定

評価書
準備書に対する意見を踏まえて検討し、必要に応じ準備書の内容を見直して作成します。

事業着手